

平成25年3月1日

秋田県内各中学校長 様

秋田県中学校体育連盟
会 長 佐々木 時 夫 (公印略)
秋田県中学校長会
会 長 齊 藤 孝 雄 (公印略)
秋田県教職員組合
執行委員長 伊 藤 正 通 (公印略)

「中学校運動部活動休止日に関する申し合わせ」の改正の完全実施について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、秋田県中学校体育連盟、秋田県中学校長会、秋田県教職員組合では、平成14年度からの完全学校週5日制に対応するため、「中学校運動部活動休止日に関する申し合わせ」を行い、県内各中学校の健全な部活動運営に資するよう努めてまいりました。

しかし、その後、bjリーグの県内チームが発足したり、各競技団体等が主催する事業が増えたりして、中体連主催大会の会場確保に苦慮するなど、「申し合わせ」の内容が実情にそぐわない状況が散見しております。

そこで、上記三団体では、これまでの「申し合わせ」事項について実情に即した見直しを行ってまいりましたが、下記のとおり改正することとし、平成24年度の試行期間を終え、平成25年度から完全実施することにいたしましたので、お知らせいたします。

なお、新たな「申し合わせ」は、生徒の発達段階に配慮し、家庭や地域での生活時間を確保するために運動部活動休止日を設定するという趣旨が、これまでと何ら変わることがないこと、また、申し合わせ事項について、今後、実情を検証していく予定であることを申し添えます。

記

中学校運動部活動休止日に関する申し合わせ (秋田県中学校体育連盟・秋田県中学校長会・秋田県教職員組合)

- 1 第1・第3日曜日は、原則として全県一斉の運動部活動休止日とする。
- 2 各学校では、週1日以上運動部活動休止日を設けるものとする。

注1) 部活動休止日とは、部活動の練習(練習試合を含む)をしない日とする。

注2) 第1・第3日曜日の取り扱いの例外について

- ①季節限定種目(駅伝・スキー・スケート)のシーズン中の練習及び大会は例外とする。
- ②秋田県中学校体育連盟及び各地区中学校体育連盟主催の大会(春季大会、夏の総合体育大会、秋季大会)は、第1・第3日曜日に開催できるものとする。

注3) 校長が判断すべきものについて

- ①各種大会への参加や遠征等は年間計画に基づくものとし、慎重に対処する。
- ②学校や地域の事情がある場合、または、他県の大会や競技団体主催事業が第1・第3日曜日に計画されている場合、参加の可否は、各学校長が慎重に判断し決定するものとし、参加する場合は翌週の日曜日などを休止日として確保する。

(H24.3.19 改正)